

# 補助金チェックシート

作成年度: 令和元年度

## 1. 補助金の内容

補助金名称	文化財保護事業補助金				
所管部署	社会教育部 文化財課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市文化財保護条例、枚方市文化財保存事業補助金交付要綱				
交付の目的	市民共有の財産である市指定文化財について、適切な保存管理を行うことを目的とする。				
補助対象経費	① 有形文化財の修理・防災設備設置費用等 ② 文化財の管理・保存				
補助率・補助額	① 50%以内、5,000万円を限度 ② 定額補助(建造物40,000円、建造物以外20,000円)				
交付先	市指定文化財所有者(法人を含む)				
開始年度	平成8 年度		終期年度	R4年度末(サンセット期日)	
補助金性質分類	制度的補助		団体運営補助	事業費補助	○ その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

## 2. 補助金の決算状況等

				(千円)		
		H28	H29	H30		
予算額		320	320	938 (内、災害復旧経費618)		
決算額		320	320	823 (内、災害復旧経費503)		
特定財源	国庫支出金	0	0	0		
	府支出金	0	0	0		
	その他	0	0	0		
一般財源		320	320	823		
				(件)		
交付実績		13	13	15		

## 3. 補助金の見直し

### ①補助金交付の基本的な視点

#### i 継続の判断(いずれかが不適合の場合は廃止)

視点	チェックポイント	チェック
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓
	ニーズが高い又は高いニーズが見込まれる補助金である。	✓
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。	✓
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓

ii 補助金制度の検証

視点	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
必要性	調査等により市民のニーズを的確に把握している。又は他市町村でも同様の補助制度が多数存在することを確認している等、ニーズの推定ができています。	✓		
	一定数の交付申請件数がある。	✓		
有効性	補助金交付の具体的な効果測定方法が確保されている。	✓		
	終期設定がされている。	✓		
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓		
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等の妥当性について確認している。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。	✓		
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できている。	✓		

②補助金性質分類別の視点

事業費補助

該当	チェックポイント	チェック	対応案	対応予定時期
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓		
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓		

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由 (「改善して継続の 場合は改善内容」)	市指定文化財は、本市の歴史・文化にとって重要なもので、後世に伝えるべきものである。しかし、長い年月を経て伝来した文化財には壊れやすいものもあり、また、代替品のない唯一のものであるため、保存管理には特段の配慮が必要となる。 そのため、経年変化による劣化を最小限に抑えるために必要な保存管理について継続的な補助が必要である。また、昨年度の平成30年台風21号のような突発的な自然災害や、止むを得ない経年劣化による破損等には文化財としての修復が必要であり、多額の負担が所有者にかかる。 市民共有の財産である指定文化財を将来に亘って良好な状態を保つことは、市民が文化財を誇りにし、郷土愛を醸成することに資する。 市の補助によって多額の負担を軽減することで、所有者が安心して文化財の良好な状態を保っていくことができる。他の補助制度がなく、現状のままの市の補助制度の継続が必要である。
対応完了・廃止予定時期	